

令和4年 No.40

○国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の8に規定する認定課程の自己点検評価の実施等に関し、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和4年6月23日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年6月24日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和4年規程第29号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 22 条の 8 に規定する認定課程の自己点検評価の実施等に関し、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）第 2 条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、<u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項及び第 3 項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条の 2 第 1 項に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）第 22 条の 8 に規定する認定課程の自己点検評価（以下「教職課程評価」という。）の実施等</u>に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第 2 条 <u>自己点検評価及び教職課程評価</u>を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>戦略評価推進本部（以下「推進本部」という。）</u>が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第 4 条 諸活動等の点検評価は、<u>推進本部</u>が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。</p> <p>3 <u>推進本部</u>は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。</p> <p>4～6 〔省略〕</p> <p>第 3 章 認証評価及び法人評価 (認証評価及び法人評価への対応)</p>	<p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）第 2 条に規定する大学が自ら行う点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）、<u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項及び第 3 項に規定する認証評価（以下「認証評価」という。）並びに国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条の 2 第 1 項に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価（以下「法人評価」という。）</u>の実施等に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。</p> <p>(実施体制)</p> <p>第 2 条 <u>自己点検評価</u>を実施し、並びに認証評価及び法人評価を受けるために必要な業務は、役員会の求めに応じて、<u>戦略評価推進本部</u>が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第 4 条 諸活動等の点検評価は、<u>戦略評価推進本部</u>が点検評価を行う組織の単位、点検評価の項目、様式、手続きの詳細その他必要な事項を定め、実施する。</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに自己点検結果を戦略評価推進本部長に提出する。</p> <p>3 <u>戦略評価推進本部</u>は、前項の自己点検結果を整理し学内に公表するとともに、自己点検結果を分析し、学長に報告する。</p> <p>4～6 〔省略〕</p> <p>第 3 章 認証評価及び法人評価 (認証評価及び法人評価への対応)</p>

第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、推進本部が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 推進本部は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

〔省略〕

(評価結果の活用)

第11条 学長は、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

#### 第4章 教職課程評価

(教職課程評価の実施)

第12条 推進本部は、教員養成カリキュラム改革推進本部の協力を得て、本学の教職課程についての自己点検評価を実施する。

2 前項の教職課程評価の実施については、評価結果の公表及び活用を含め、推進本部が別に定める。

#### 第5章 改善措置等

(改善措置の提言)

第13条 推進本部は、自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

第14条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価及びの評価結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

(本部員等の義務)

第15条 自己点検評価の実施にかかわる戦略評価推進本部員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第16条 自己点検評価、認証評価、法人評価及び教職課程評価に当たり収集した

第9条 認証評価及び法人評価を受けるにあたっては、評価機関等の示す実施要領等に基づき、戦略評価推進本部が、本学の対応について、その詳細を定めるものとする。

2 戦略評価推進本部は、学内の組織に対して、認証評価及び法人評価への対応のために必要な点検及び評価の実施、資料・データの提出等を求めることができる。

〔省略〕

(評価結果の活用)

第11条 学長は、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、改善が必要なものについては、その改善に努めなければならない。

#### 第4章 改善措置等

(改善措置の提言)

第12条 戦略評価推進本部は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき、学長に対し、改善を要する事項等に関する改善措置等の提言を行うことができる。

(監事の監査)

第13条 監事は、自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づき策定された改善措置の有効性について、監査する。

(本部員等の義務)

第14条 自己点検評価の実施にかかわる戦略評価推進本部員その他の者は、自己点検評価の対象となる者の基本的人権に配慮するとともに、守秘義務を遵守しなければならない。

(評価資料及びデータ)

第15条 自己点検評価、認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデー

資料及びデータは、推進本部が適切な方法で管理する。

2 〔省略〕

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

〔省略〕

附 則

この規程は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

タは、戦略評価推進本部が適切な方法で管理する。

2 〔省略〕

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

〔省略〕